

説明概要

- 小栗橋線の概要
 - ・ 小栗橋線は、昭和 21 年 7 月に当初の都市計画決定
 - ・ 計画は、延長 0.91 km、幅員 20m、2 車線の道路
 - ・ 内、事業未着手の区間は、月島町から横堀町 1 丁目までの 0.59 km

- 見直しの必要性
 - ・ 平成 27 年度末時点で、未着手都市計画道路が約 55 kmの内、9 割が都市計画決定から 50 年以上経過し、建築制限が長期化していた。
 - ・ 人口や交通量の減少、維持管理費の増加、厳しい財政状況など、都市計画道路を取り巻く状況が変化したことから、見直しが必要となった。
 - ・ 平成 29 年 3 月に「未着手都市計画道路整備について（第 2 次整備プログラム）」を策定・公表した。

- 小栗橋線の見直しの方向性
 - ・ 整備効果や事業性の検証を行い、区間により「廃止候補路線」と「整備優先路線」に位置付け、一部区間は平成 30 年に計画廃止している。
 - ・ 「整備優先路線」は、主要地方道の連続性を確保する路線として交通ネットワーク形成に資する路線であり、交通の円滑化効果も高く、防災面も、延焼クラスターを分断し、整備効果は高いと評価している。小栗橋の老朽化対策として耐震性の確保の面からも、早期整備が必要。
 - ・ 「廃止候補路線」は、近接した中川運河沿いに幅員 14.54m の両側歩道付きの 2 車線道路があるため、「廃止候補路線」と位置付けている。
 - ・ 線形検討にあたり、荒子町線と小栗橋線の交差角をできる限り直角にし、小栗橋の架け替えに伴い、運河沿いの 14.54m の道路を円滑に交通処理できる線形で、都市計画道路の区域の追加及び削除を行う。
 - ・ 小栗橋線が分断されるため、整備済み区間は、露橋線と名称変更する。
 - ・ 小栗橋線の線形変更に伴い、運河東線の起点を変更する。

- 小栗橋線の開通後の信号交差点の位置の変更と一方通行規制について
 - ・ 荒子町線の信号交差点を小栗橋線との交差部に移設し、前信号交差点は中央分離帯を設置する。
 - ・ 小栗橋東の信号交差点も、線形変更に伴い信号交差点位置を変更する。

- ・ 荒子町線の信号交差点移設に伴い、西側の幅員の狭い道路は、住宅地への入り込み交通を防止するため、東行の一方通行としたい。あわせて、周辺の一方通行規制等についても、検討調整を行っていく。

- 都市計画施設内の建築制限及び税制措置について
 - ・ 都市計画道路の区域とその外側 1 m の区域の建築は、都市計画法 53 条・54 条の規定により、構造は木造・鉄骨造・コンクリートブロック造の 2 階建てまでが建築可能であり、地下階は建築不可の制限がある。
 - ・ 都市計画道路の範囲にかかる土地は、その道路計画にかかる面積の割合により、固定資産税と都市計画税が最大で 5 割の減免がある。
 - ・ 都市計画が廃止となる区域は、建築制限が解除される。

- 今後の予定
 - ・ 都市計画変更の際し、案の縦覧を行い意見書の提出できる機会を設ける。
 - ・ 意見書の内容や市の対応を含め、都市計画審議会で審議され、議決を経て都市計画決定となる。
 - ・ 都市計画変更の告示までは、現状の区域で建築制限等が継続されるが、今年度の変更告示を目指している。